

ワイン産業振興特区

都道府県名：

山梨県

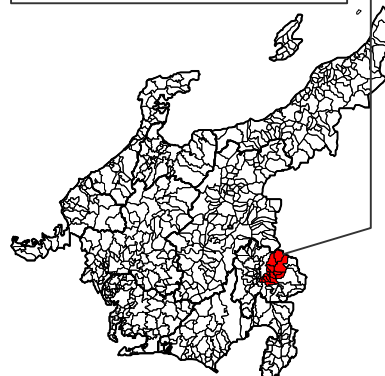
申請主体名：

山梨県

区域の範囲：

塩山市、山梨市、春日居町、牧丘町、三富村、勝沼町、大和村、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、中道町、芦川村及び豊富村の全域

塩山市を含む 15 市町村



特区の概要：

ぶどうの一大産地であり、ワイナリーが集積している当地域の特性を活かし、ワイン醸造会社によるワイン造りとぶどう作りの一体化等による高品質ワインの製造などによりワイン産地ブランドを確立し、ワイン産業の活性化を図る。

適用される規制の特例措置：

・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認

